

行橋市室内型子どもの遊び場整備事業

基本協定書（案）

行橋市室内型子どもの遊び場整備事業に係る基本協定書（案）

行橋市室内型子どもの遊び場整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、行橋市（以下「発注者」という。）と【法人等名、代表者等氏名】（以下「受注者」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 発注者及び受注者は、次の各事項を目的として本協定を締結する。

- （1）発注者が実施した行橋市室内型子どもの遊び場整備事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式による手続き（以下「本公募手続」という。）に関して公表された基本構想、実施要領、要求水準書その他の付属書類及び質問回答書並びに事業者提案書に基づき、受注者として選定されたことを確認すること。
- （2）以下の各契約の締結に向けた発注者及び受注者の義務を定めること。
 - ア 発注者及び受注者が締結することを予定している設計業務に係る業務委託契約（以下「設計業務委託契約」という。）
 - イ 発注者及び受注者が締結することを予定している施工業務に係る工事請負契約（以下「工事請負契約」といい、設計業務委託契約と総称して「事業契約」という。）
- （3）事業全体の円滑な実施等に必要となる発注者及び受注者の協力義務及び諸手続きその他必要な事項について定めること。

（当事者の義務）

第2条 発注者及び受注者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

- 2 発注者及び受注者は、本協定の締結の日から、理由の如何を問わず本事業が完了するまでの間、本協定を履行する。

（規定の適用関係）

- 第3条 本事業は、本協定第8条に基づき締結される各業務の契約書（以下「契約書」という。）、発注者が本公募手続において配布した実施要領、要求水準書等一切の資料及び当該資料に係る質問回答書（以下「要求水準書等」という。）、並びに本公募手続において受注者の企画提案に関して受注者が発注者に提出した一切の資料（以下「企画提案書」という。）に準拠する。これらの記載内容に矛盾又は相違がある場合には、契約書、本協定、要求水準書等、企画提案書の順に優先して適用される。
- 2 本協定、契約書又は要求水準書等それぞれの書類間で矛盾又は相違があるとの疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を前項に従い決定する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、本協定、契約書及び要求水準書等（以下「本協定書等」と

いう。)と企画提案書の内容に差異がある場合には、企画提案書の内容が要求水準書等の内容の水準を上回るときに限り、当該上回る部分については企画提案書の内容が優先して適用される。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期限は、本協定が締結された日を始期とし、受注者による本事業に関する履行が完了する最も遅い日を終期とし、発注者及び受注者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約のいずれもが締結に至らなかった場合には、当該事業契約の締結が不調に終わったことが確定した日をもって本協定は終了するものとする。

3 前2項の定めにかかわらず、設計業務委託契約締結後、工事請負契約が締結に至らなかった場合においても、本協定のうち、設計業務委託契約に関する部分は受注者による設計業務委託契約に基づく履行が完了するまで有効に存続する(ただし、設計業務委託契約が、当該契約の定めに従って終了した場合を除く。)ものとする。

4 前3項の定めにかかわらず、本協定の終了後も、第9条、第18条第3項及び第19条から第22条の定めは有効に存続するものとする。

(準備行為)

第5条 受注者は、事業契約締結前であっても、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、発注者は、必要かつ可能な範囲で受注者に対して協力するものとする。

(事業全体計画書の策定等)

第6条 受注者は、基本協定締結後速やかに、要求水準書等及び企画提案書に基づき、評価講評における意見その他発注者からの要望事項を踏まえ、別紙1記載の各事項を含む本事業の事業全体計画書(以下「事業全体計画書」という。)を策定し、発注者に提示しなければならない。

2 本基本協定の締結後、発注者から請求があった場合には、受注者は速やかに提案書類の詳細を明確にするために、発注者が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報を提出する。

(事業契約の概要)

第7条 事業契約は、以下の各号の業務(上限契約金額については、企画提案書記載の各業務の提案時見積書記載の金額とする。)から構成する。

(1) 設計業務委託契約 上限契約金額 _____ 円(消費税及び地方消費税額を含む。)

(2) 工事請負契約 上限契約金額_____円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

(事業契約の締結)

第8条 発注者及び受注者は、基本協定締結後速やかに、本公募手続に係る設計業務委託契約を締結するものとする。

2 発注者及び受注者は、令和7年6月を目途として、提出書類及び設計業務委託契約の成果物に従い、工事請負契約を締結するものとする。

3 工事請負契約の締結は、行橋市議会において、本事業に係る予算及び必要な議案について議決を得ることを条件とする。

(事業契約の不調)

第9条 事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、すでに発注者及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、受注者が、正当な理由なく事業契約を締結しない場合又は正当な理由なく事業契約を締結しない意向を発注者に明示的又は黙示的に通知した場合、当該正当な理由なく事業契約を締結しない者は、受注者提案に記載されている本事業に係る金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に対して直ちに支払うものとする。

(見積価格等の提示)

第10条 受注者は発注者に対し、基本協定締結時点の本事業に関する平面図等の図面及び施工費の内訳が確認できる見積書、内訳書(要求水準書で規定する積算基準に基づき数量、単価を明記のこと)(以下「当初見積書等」という。)を作成し、発注者の指定する提出方法等により令和6年12月13日までに提出する。

2 当初見積書等における事業費は、上限契約金額を超えてはならない。

(統括責任者等)

第11条 受注者は、統括責任者を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならない。また、統括責任者を変更したときも同様とする。

2 統括責任者は、本事業に係る契約の履行に関し、事業の管理及び統括を行うほか、次の各号に掲げる権限を除く、本事業に係る契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

(1) 契約代金額の変更

(2) 履行期間の変更

(3) 契約代金額の請求及び受理

(4) 第12条第1項の請求の受理

(5) 第 12 条第 2 項の決定及び通知

(6) 本事業に係る契約の解除

- 3 受注者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認及び解除を、統括責任者を經由して行い、発注者は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾等を、統括責任者を經由して行う。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、統括責任者に委任する権限のうち、施工等業務に係る権限に限り、現場代理人に委任することができる。なお、現場代理人に委任する権限がある場合は、あらかじめ、委任する権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(統括責任者の変更等の請求)

- 第 12 条 発注者は、統括責任者がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、受注者に対して、その理由を明示した書面により、統括責任者の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から 7 日以内に発注者に通知しなければならない。

(上限契約金額の遵守)

- 第 13 条 受注者は、第 7 条に定めた上限契約金額を遵守する。
- 2 受注者は、第 7 条における設計業務委託契約の間において、要求水準（要求水準書等に基づき発注者が本事業について受注者に求める水準をいい、企画提案書の内容が要求水準書等の内容の水準を上回る場合は、第 3 条第 3 項に基づき当該上回る部分については企画提案書の内容の水準を適用するものをいう。以下同じ。）の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、上限契約金額の範囲内で工事請負契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。
 - 3 前項の場合において、受注者は、自らの努力のみでは合理的に要求水準を満たすことができず、その変更が必要と認める場合、上限契約金額を上限とした要求水準の変更の提案を行い、発注者と協議する。
 - 4 工事請負契約締結までの物価変動については、原則として上限契約金額又は要求水準の変更又はその協議を行うべき事由には該当しないものとする。ただし、日本国内において著しい物価変動が生じ、上限契約金額が不相当となったと発注者が判断した場合に限り、発注者は受注者と協議するものとする。
 - 5 発注者は、前二項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について、公表するこ

とができる。

(業務完了期限の遵守)

第 14 条 受注者は、各業務の完了期限を遵守する。

2 受注者は、本事業を事業全体計画書に従い実施し、事業全体計画書に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

3 受注者は、事業全体計画書について変更があった場合には、速やかに発注者に当該変更後の事業全体計画書を提出して、確認を受けなければならない。

4 発注者は、前項の確認の結果、事業全体計画書の内容が要求水準に適合しないと認める場合には受注者に是正を求めることができる。この場合、受注者は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。

5 受注者は、第 8 条における契約手続きにおいて、要求水準の変更又は法令変更等の事態が生じた場合においても、業務完了期限を遵守するよう最大限の努力をするものとする。

6 受注者は、前項の場合において、自らの努力のみでは合理的に業務完了期限を遵守することができず、要求水準の変更が必要と認める場合、要求水準の変更の提案を行い、発注者と協議する。

7 発注者は、前項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について、公表することができる。

(関連工事の調整)

第 15 条 受注者は、発注者又はその他関係者が本事業に関連して整備される施設に関して個別に発注する第三者の行う工事（以下「関連工事等」という。）が本業務の遂行上密接に関連する場合は、当該関連工事等の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。

2 関連工事等が実施される場合においても、原則として業務完了期限の延期や事業費の増加は行わない。ただし、発注者がやむを得ないものとして認めた場合はこの限りではない。

3 受注者は、関連工事等が実施される場合、関連工事等を実施する第三者及びその使用人等に関する責任を負わない。ただし、受注者による調整が不相当と認められる場合はこの限りではない。

(履行の担保)

第 16 条 受注者は、要求水準を遵守し、発注者と十分協議を行いながら本事業を実施しなければならない。

2 要求水準の内容が、受注者における是正の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合、発注者は、要求水準の未達成分に相当する金額を違約金相当額として契約金額から減額する。

- 3 受注者は、本公募手続において提出した企画提案書の内容については、発注者の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。なお、本事業の完了時に受注者側の責により企画提案書に記載した内容を履行できなかった場合又は本事業の完了前にあっても履行できないと認められた場合は、発注者は企画提案書不履行に関する措置を受注者に対し行うものとする。

(設計成果の取扱い等)

第 17 条 受注者は、本事業に関して発注者に提出する資料等（企画提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）が、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、発注者に対して保証する。受注者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(発注者の解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

受注者が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時測量、建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者、常時建設工事の業務委託契約を締結する事務所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手

方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 事業契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

(1) 公正取引委員会が、受注者のいずれかに違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者のいずれかに違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む）の規定により課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人）のいずれかが刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む）したとき。

3 前項の規定により本協定が解除された場合、発注者は解除により発生した損害について受注者に事業契約の 100 分の 10 に相当する額を損害賠償請求することができるものとする。なお、受注者は解除により損害が発生したとしても発注者に損害賠償請求をすることができないものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 19 条 受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することをしてはならない。

（秘密保持等）

第 20 条 受注者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

（協定内容の変更）

第 21 条 本協定に規定する各事項は、発注者及び受注者の書面による同意がなければ変更することはできない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 22 条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定等に関して生じた一切の紛争について、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄

裁判所とする。

(その他)

第 23 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

発注者 福岡県行橋市中央一丁目 1 - 1
行橋市
行橋市長 工藤 政宏

受注者
所在地
商号又は名称
代表者名 印

別紙1 事業全体計画書記載事項

- ・ コンセプト
- ・ 事業の実施体制
- ・ 事業スケジュール
- ・ 本事業の計画概要
- ・ その他本事業に関連する事項